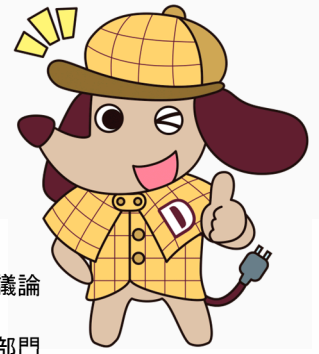


見える化通信

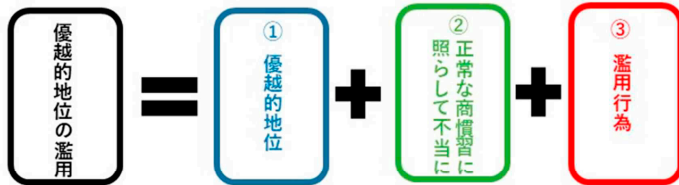
「構造的な価格転嫁」の実現に向けて 下請法を20年ぶりに本格改正



公正取引委員会と中小企業庁はインフレが進む中で適正な価格転嫁を進めるため、下請法を見直す議論を始めています。早ければ年内にも改正案をまとめ、来年の通常国会へ提出する予定です。

電機連合 政策部門

■ 図表1 優越的地位の濫用



■ 図表2 下請法の適用となる取引

<p>製造委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを委託すること 	<p>情報成果物作成委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託すること
<p>修理委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託すること 	<p>役務提供委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託すること

出所：企業取引研究会資料より

下請法が優越的地位の濫用を効果的に規制

政府は、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが必要であるという問題意識の下^{*}、7月に有識者による研究会を立ち上げ、下請法を見直す議論を始めました。

*「経済財政運営と改革の基本方針2024」（2024年6月21日閣議決定）

そもそも下請法は、独占禁止法を補完する法律として制定されました。独占禁

止法は、取引上の地位が優越している発注者が、取引の相手に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止しています（図表1）。

ただし、独占禁止法による規制では個別の認定に長い期間がかかってしまいました。そこで、下請法によって、あらかじめ一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、下請取引にかかわる親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制しています（図表2）。

構造的な価格転嫁の実現に向けた下請法改正

この下請法も主要な改正が行われてから約20年が経過しています。現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」での取引環境の整備という観点からも、法改正を検討する必要があるのではないかと、というのが政府の問題意識です。

主な論点は図表3の通りです。まず、コスト上昇下での取引価格据え置きは是正です。近年のコスト上昇局面において、価格への反映の必要性を明示的に協議せず価格を据え置くなど、一方的に受注者（下請事業者）の経営を圧迫するような価格設定をどう規制するか。また、金型の無償保管や知的財産の無償提供を求める行為について、下請法や優越的地位の監

用にかかわる考え方を整理する必要があるのではないか。支払い手段としての約束手形などを用いることにより、発注者が受注者に資金繰りにかかわる負担を求める商慣習をどう考えるか。他にも、「下請」という用語が発注者と受注者が対等な関係でないという語感を与えるので、見直しが必要との指摘もあります。

■ 図表3 下請法改正の主な論点

- ・コスト上昇下での取引価格据え置きは是正
- ・下請け企業への金型の無償保管押しつけ解消
- ・約束手形などによる支払いの使用制限
- ・荷主と運送業者の関係も下請法の範囲に
- ・「下請」の名称見直し
- ・執行に関する省庁間の連携体制

出所：企業取引研究会資料をもとに電機連合作成

早ければ年内に改正案

早ければ年内にも研究会で改正案がまとめられ、来年の通常国会へ提出する予定です。研究会には連合からも委員として参加しています。電機連合も議論内容を注視し、必要であれば、連合などを通じて意見提起を行っていきます。